

2020年農林業センサス 農林業経営体調査結果の概要

酒々井町

I. 調査の概要

1 調査の目的

本調査は、農林業の生産構造、就業構造等の農林業を取り巻く実態を明らかにするとともに、農林行政の推進に必要な基礎資料を整備することを目的として実施した。

2 調査体系

(1) 調査の対象

農林産物の生産を行うかまたは委託を受けて農林業作業を行い、生産又は作業に係る面積・頭羽数が一定規模以上の「農林業生産活動」を行う者

(2) 調査の系統

農林水産省－都道府県－市区町村－統計調査員－調査対象（農林業経営体）

(3) 調査の方法

統計調査員が、調査対象に対し調査票を配布・回収する自計調査（被調査者が自ら回答を調査票に記入する方法）の方法により行った。その際、調査対象から面接調査（他計報告調査）の申出があった場合には、統計調査員による調査対象に対する面接調査の方法をとった。

なお、調査対象の協力が得られる場合は、オンラインにより調査票を回収する方法も可能とした。

3 調査期日

令和2年2月1日現在で実施した。

4 調査項目の主な変更点

(1) 調査対象の属性区分の変更

前回調査までは、家族経営体と組織経営体に区分していた。今回の調査では、法人化している家族経営体と組織経営体を統合して団体経営体とし、非法人の家族経営体を個人経営体とした。

(2) 調査項目の新設

- ・青色申告の実施の有無、正規の簿記、簡易簿記等の別
- ・有機農業の取組状況
- ・農業経営へのデータ活用の状況

5 集計方法

本調査は全数調査であることから、集計は有効回答となった調査票の単純積み上げにより行った。

また、未記入の回答必須項目がある一部の調査票のうち

①当該調査票の回答が得られた項目を基に補完することが可能な項目

②①以外の項目であっても、選択式の項目であり、特定の選択肢に当てはめて保管することにより他の調査項目との不整合が生じない項目

に限り、必要な補完を行った上で、有効回答となった調査票も集計対象とした。

Ⅱ. 用語の解説

【1 農林業経営体】

1 農林業経営体

農林業経営体農林産物の生産を行うか又は委託を受けて農林業作業を行い、生産又は作業に係る面積・頭数が、次の規定のいずれかに該当する事業を行う者をいう。

(1) 経営耕地面積が 30 a 以上の規模の農業

(2) 農作物の作付面積又は栽培面積、家畜の飼養頭羽数又は出荷羽数、その他の事業の規模が次の農林業経営体の基準以上の農業

①露地野菜作付面積	15 a
②施設野菜栽培面積	350 m ²
③果樹栽培面積	10 a
④露地花き栽培面積	10 a
⑤施設花き栽培面積	250 m ²
⑥搾乳牛飼養頭数	1 頭
⑦肥育牛飼養頭数	1 頭
⑧豚飼養頭数	15 頭
⑨採卵鶏飼養羽数	150 羽
⑩ブロイラー年間出荷羽数	1,000 羽

⑪その他調査期日前 1 年間における農業生産物の総販売額 50 万円に相当する事業の規模

(3) 権原に基づいて育林又は伐採（立木竹のみを譲り受けてする伐採を除く。）を行うことができる山林（以下「保有山林」という。）の面積が 3 ha 以上の規模の林業（調査実施年を計画期間に含む「森林経営計画」若しくは「森林施業計画」を策定している者又は調査期日前 5 年間に継続して林業を行い、育林若しくは伐採を実施した者に限る。）

(4) 農作業の受託の事業

(5) 委託を受けて行う育林若しくは素材生産又は立木を購入して行う素材生産の事業（ただし、素材生産については、調査期日前 1 年間に 200 m³以上の素材を生産した者に限る。）

農業経営体

農林業経営体のうち、(1)、(2)又は(4)のいずれかに該当する事業を行う者をいう。

林業経営体

農林業経営体のうち、(3)又は(5)のいずれかに該当する事業を行う者をいう。

個人経営体

個人（世帯）で事業を行う経営体をいう。なお、法人化して事業を行う経営体は含まない。

団体経営体

個人経営体以外の経営体をいう。

【2 組織形態別】

法人化している (法人経営体)	農林業経営体のうち、法人化して事業を行う者をいう。
農事組合法人	農業協同組合法（昭和 22 年法律第 132 号）に基づき、「組合員の農業生産についての協業を図ることによりその共同の利益を増進すること」を目的として設立された法人をいう。
会社	次のいずれかに該当するものをいう。
株式会社	会社法（平成 17 年法律第 86 号）に基づき、株式会社の組織形態をとっているものをいう。なお、会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 17 年法律第 87 号）に定める特例有限会社の組織形態をとっているものを含む。
合名・合資会社	会社法に基づき、合名会社又は合資会社の組織形態をとっているものをいう。
合同会社	会社法に基づき、合同会社の組織形態をとっているものをいう。
相互会社	保険業法（平成 7 年法律第 105 号）に基づき、保険会社のみが認められている中間法人であり、加入者自身を構成員とすることから、お互いが構成員のために保険業務を行う団体をいう。
各種団体	次のいずれかに該当するものをいう。
農協	農業協同組合法に基づき組織された組合で、農業協同組合、農業協同組合の連合組織（経済連等）が該当する。
森林組合	森林組合法（昭和 53 年法律第 36 号）に基づき組織された組合で、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会が該当する。
その他の各種団体	農業保険法（昭和 22 年法律第 185 号）に基づき組織された農業共済組合や農業関係団体、又は森林組合以外の組合等の団体が該当する。林業公社（第 3 セクター）もここに含める。
その他の法人	農事組合法人、会社及び各種団体以外の法人で、公益法人、宗教法人、医療法人、NPO 法人などが該当する。

地方公共団体・財産区

地方公共団体とは、都道府県及び市区町村をいう。

財産区とは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）に基づき、市区町村の一部で財産を有し、又は公の施設を設け、当該財産等の管理・処分・廃止に関する機能を有する特別地方公共団体をいう。

【3 農業経営体】

ア 土地
経営耕地

調査期日現在で農林業経営体が経営している耕地（けい畔を含む田、樹園地及び畑）をいい、自ら所有し耕作している耕地（自作地）と、他から借りて耕作している耕地（借入耕地）の合計である。土地台帳の地目や面積に関係なく、実際の地目別の面積とした。

イ 農産物の販売
農産物販売金額

自ら生産した農産物を販売した場合、自ら生産した農産物を自らが又は共同で営む農業生産関連事業（加工品の製造、農家民宿、農家レストラン等）における原料として使用した場合に、肥料代、農薬代、飼料代等の諸経費を差引く前の売上金額（消費税を含む。）をいう。

ウ 農業経営組織別
単一経営
複合経営

農産物販売金額のうち、主位部門の販売金額が 8 割以上の経営体をいう。

単一経営以外をいい、農産物販売金額のうち、主位部門の販売金額が 8 割未満（販売のなかった経営体を除く。）の経営体をいう。

エ 農業経営の取組
青色申告

不動産所得、事業所得、山林所得のある人で、納税地の所轄税務署長の承認を受けた人が確定申告を行う際に、一定の帳簿を備え付け日々の取引を記帳し、その記録にもとづいて申告する制度をいう。

正規の簿記

損益計算書と貸借対照表が導き出せる組織的な簿記の方式（一般的には複式簿記）を行っている場合をいう。

簡易簿記
現金主義
有機農業

「正規の簿記」以外の簡易な帳簿による記帳を行っている場合をいう。

現金主義による所得計算の特例を受けている場合をいう。

化学肥料及び農薬を使用せず、遺伝子組換え技術も利用しない農業のことで、減化学肥料・減農薬栽培は含まない。

また、自然農法に取り組んでいる場合や有機 JAS の認証を受けていない方でも、化学肥料及び農薬を使用せず、遺伝子組換え技術も利用しないで農業に取り組んでいる場合を含む。

農業経営を行うためにデータを活用	効率的かつ効果的な農業経営を行うためにデータ（財務、市況、生産履歴、生育状況、気象状況、栽培管理などの情報）を活用することをいい、次のいずれかの場合をいう。
データを取得して活用	気象、市況、土壌状態、地図、栽培技術などの経営外部データを取得するツールとしてスマートフォン、パソコン、タブレット、携帯電話、新聞などを用いて、取得したデータを効率的かつ効果的な農業経営を行うために活用することをいう。
データを取得・記録して活用	「データを取得して活用」で取得した経営外部データに加え、財務、生産履歴、栽培管理、ほ場マップ情報、土壌診断情報などの経営内部データをスマートフォン、パソコン、タブレット、携帯電話などを用いて、取得したものをこれに記録して効率的かつ効果的な農業経営を行うために活用することをいう。
データを取得・分析して活用	「データを取得して活用」や「データを取得・記録して活用」で把握したデータに加え、センサー、ドローン、カメラなどを用いて、気温、日照量、土壌水分・養分量、CO ² 濃度などのほ場環境情報や、作物の大きさ、開花日、病気の発生などの生育状況といった経営内部データを取得し、専用のアプリ、パソコンのソフトなどで分析（アプリ・ソフトの種類、分析機能の水準などは問わない。）して効率的かつ効果的な農業経営を行うために活用することをいう。

【4 個人経営体】

ア 主副業別 主業経営体	農業所得が主（農家所得の50%以上が農業所得）で、調査期日前1年間に自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいる個人経営体をいう。
準主業経営体	農外所得が主（農家所得の50%未満が農業所得）で、調査期日前1年間に自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいる個人経営体をいう。
副業的経営体	調査期日前1年間に自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいない個人経営体をいう。
農業専従者	調査期日前1年間に自営農業に150日以上従事した者をいう。
イ 農業従事者等 基幹的農業従事者	自営農業に主として従事した世帯員のうち、ふだん仕事として主に自営農業に従事している者をいう。

【6 総農家】

農家	調査期日現在で、経営耕地面積が10a以上の農業を営む世帯又は経営耕地面積が10a未満であっても、調査期日前1年間における農産物販売金額が15万円以上あった世帯をいう。 なお、「農業を営む」とは、営利又は自家消費のために耕種、養畜、養蚕、又は自家生産の農産物を原料とする加工を行うことをいう。
----	--

販売農家	経営耕地面積が30 a 以上又は調査期日前1年間における農産物販売金額が50万円以上の農家をいう。
自給的農家	経営耕地面積が30 a 未満かつ調査期日前1年間における農産物販売金額が50万円未満の農家をいう。

Ⅲ. 利用上の注意

1 数値について

(1) 数値については、集計値の原数を四捨五入しており、合計値と内訳の計が一致しない場合がある。

(2) 表中に用いた符号は、次のとおりである。

「-」：事実の無いもの

「0」：単位未満のもの

2 その他

統計表は、「2020年農林業センサス農林業経営体調査結果の概要（確定値）」（令和3年4月27日, 千葉県）および「2015年農林業センサス 第1巻 千葉県統計書」（平成28年11月30日, 農林水産省）に基づき作成されています。

2020年農林業センサスの集計結果の詳細については、後日千葉県により「2020年農林業センサス農林業経営体調査結果報告書」として公表される予定です。

<p>担 当 酒々井町企画財政課広報広聴班 千葉県印旛郡酒々井町中央台4-11 T E L 043-496-1171（内線）223 F A X 043-496-4541 E-mail kouhou@town.shisui.chiba.jp</p>

Ⅲ. 統計表

※表中「-」は事実の無いものを表します。また、数値は集計値の原数を四捨五入しており、合計値と内訳の計が一致しない場合があります。

1. 農業経営体数 単位: 経営体

	農業経営体			
	個人経営体	団体経営体	法人経営体	
2020年	165	161	4	3
2015年	197	192	5	3

2. 農業経営体 組織経営体別経営体数 単位: 経営体

	法人化している	地方公共団体・財産区	法人化していない	個人経営体
	2020年	3	-	162
2015年	3	-	194	192

3. 農業経営体 経営耕地面積規模別経営体数 単位: 経営体

	計	経営耕地なし	0.3ha未満	0.3~0.5	0.5~1.0	1.0~1.5	1.5~2.0	2.0~3.0	3.0~5.0	5.0~10.0	10.0~20.0	20.0ha以上
	2020年	165	3	-	15	47	42	14	15	15	12	2
2015年	197	4	2	26	55	41	16	23	15	15	-	-

4. 農業経営体 経営耕地面積規模別面積 単位: 経営体

	計	0.3ha未満	0.3~0.5	0.5~1.0	1.0~1.5	1.5~2.0	2.0~3.0	3.0~5.0	5.0~10.0	10.0~20.0	20.0ha以上
	2020年	305	-	6	32	50	24	37	57	78	21
2015年	334	0	10	41	49	27	56	57	94	-	-

5. 農業経営体 経営耕地の状況

単位	経営耕地のある経営体		経営耕地総面積		田		畑		樹園地	
	経営体	借入耕地のある経営体	経営体	借入耕地面積	経営体	面積	経営体	面積	経営体	面積
	経営体	経営体	ha	ha	経営体	ha	経営体	ha	経営体	ha
2020年	162	65	305	85	150	249	87	53	4	2
2015年	193	83	334	78	175	263	132	68	9	4

6. 農業経営体 農産物販売金額規模別経営体数 単位: 経営体

	計	販売なし	50万円未満	50~100	100~300	300~500	500~1,000	1,000~3,000	3,000~5,000	5,000~1億	1~3	3億円以上
	2020年	165	6	47	43	34	12	16	5	-	1	1
2015年	197	11	62	50	38	19	10	5	-	1	1	-

7. 農業経営体 農業経営組織別経営体数 単位: 経営体

単位	農産物の販売のあった経営体	単一経営経営体 (首位部門の販売金額が8割以上の経営体)																複合経営 (主位部門が8割未満の経営体)
		計	稲作	麦類作	雑穀・いも類・豆類	工芸農作物	露地野菜	施設野菜	果樹類	花き・花木	その他の作物	酪農	肉用牛	養豚	養鶏	養蚕	その他の畜産	
2020年	159	138	120	-	1	-	10	1	-	5	-	-	1	-	-	-	-	21
2015年	186	161	138	-	3	-	11	2	-	6	-	-	1	-	-	-	-	25

8. 農業経営体 農産物販売金額1位の部門別経営体数 単位: 経営体

	計	稲作	麦類作	雑穀・いも類・豆類	工芸農作物	露地野菜	施設野菜	果樹類	花き・花木	その他の作物	酪農	肉用牛	養豚	養鶏	養蚕	その他の畜産
2020年	159	127	-	3	-	20	2	1	5	-	-	1	-	-	-	-
2015年	186	152	-	3	-	19	3	2	6	-	-	1	-	-	-	-

9. 農業経営体 農産物販売金額1位の出荷先別経営体数 単位: 経営体

単位	農産物の販売のあった経営体	農産物販売金額1位の出荷先別						
		農協	農協以外の集出荷団体	卸売市場	小売業者	食品製造業・外食産業	消費者に直接販売	その他
2020年	159	100	13	7	16	2	20	1
2015年	197	126	34	12	37	7	60	21

10.農業経営体 有機農業に取り組んでいる経営体数 単位:経営体

	計	有機農業に取り組んでいる経営体						有機農業に取り組んでいない経営体
		実経営体数	水稲	大豆	野菜	果樹	その他	
2020年	165	7	5	-	2	-	1	158

11.農業経営体 青色申告を行っている経営体数 単位:経営体

	合計	青色申告を行っている経営体				青色申告を行っていない経営体
		計	正規の簿記	簡易簿記	現金主義	
2020年	165	40	24	13	3	125

12.農業経営体 データを活用した農業を行っている経営体数 単位:経営体

	合計	データを活用した農業を行っている経営体				データを活用した農業を行っていない
		計	データを取得して活用	データを取得・記録して活用	データを取得・記録・分析して活用	
2020年	165	25	14	9	2	140

13.農業経営体 主副業別経営体数(個人経営体) 単位:経営体

	計	主業	65歳未満の農業専従者がいる		準主業	65歳未満の農業専従者がいる		副業的
			65歳未満の農業専従者がいる	65歳未満の農業専従者がいる				
2020年	161	35	28	33	13	93		
2015年	193	38	36	62	21	93		

14-1.農業経営体 年齢別基幹的農業従事者数(男女計および男) 単位:人

	男女計	男															
		計	15~19歳	20~24	25~29	30~34	35~39	40~44	45~49	50~54	55~59	60~64	65~69	70~74	75~79	80~84	85歳以上
2020年	213	121	-	-	1	1	1	3	7	4	4	14	30	26	14	10	6
2015年	235	133	-	-	2	1	3	8	3	3	8	22	24	22	17	13	7

14-2.農業経営体 年齢別基幹的農業従事者数(女および平均年齢※男女計) 単位:人

	計	女																平均年齢(男女計)
		15~19歳	20~24	25~29	30~34	35~39	40~44	45~49	50~54	55~59	60~64	65~69	70~74	75~79	80~84	85歳以上		
2020年	92	-	-	-	1	-	2	3	-	4	13	19	23	10	9	8	68.5	
2015年	102	-	-	-	-	1	3	-	3	12	13	24	15	11	11	9	67.6	

15.総農家 総農家数 単位:戸

	総農家	販売農家	自給的農家
2020年	237	162	75
2015年	290	193	97